

災害時等における非常無線通信の協力に関する協定書

出雲アマチュア無線クラブ（以下「甲」という。）と出雲市長（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における情報の収集及び伝達（以下「非常無線通信」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出雲市内での災害時等において、乙の要請に基づき甲が協力して実施する非常無線通信の手続等を定める。

（非常無線通信の性格）

第2条 非常無線通信は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する範囲内において、ボランティア精神に基づき行われるものとする。

（協力要請等）

第3条 乙は、災害時等の非常無線通信の必要があると認めるときは、甲に協力を要請することができる。

2 前項の規定による協力要請を受けた甲は、非常無線通信について実施するものとする。

3 甲は、乙から協力要請がなくても、必要と思われる災害情報等については乙へ提供するものとする。

（協力要請に係る手続き）

第4条 前条第1項の規定による協力要請に係る手続きは、出雲市総務部危機管理監（以下「危機管理監」という。）が行うものとする。

2 前項の協力要請の手続きを円滑に行うため、連絡責任者又は連絡者等を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡調整員を速やかに定めるものとする。

（非常無線通信の内容）

第5条 甲は、次に掲げる事項を乙に連絡するものとする。

- (1) 被害発生 の場所及びその状況
- (2) 住民の避難状況及び安否状況
- (3) 被害者の発生状況及び救護の状況
- (4) 道路情報及び交通機関の運行状況
- (5) ライフラインの被害状況及び応急対策の状況
- (6) その他必要と認められる事項

（経費の負担）

第6条 非常無線通信にかかる経費は、無償とする。

（災害補償）

第7条 第3条第2項の規定により非常無線通信に従事した者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、出雲市消防団員等公務災害補償条例（平成17年出雲市条例

第306号)の例により、乙が補償する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年(2011)3月24日

甲 出雲市今市町1602番地
出雲アマチュア無線クラブ
会長

乙 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長
